

小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金(第2弾)

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、燃料及び電力に係る経費の一部を補助します

交付対象者	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む）で、次のすべてを満たす者 ※農業を主たる業種として営む者は除く □令和4年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること □市税の滞納がないこと □交付経費について、小山市の他の補助制度に基づく補助金を受けていないこと
補助金の額	令和5年4月から12月の任意の3か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス）及び電気料から、前年または前々年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て） 注1：消費税込みで計算し、上限30万円、3万円に満たないときは交付対象外 注2：LPガスを燃料とするタクシーに使用したLPガスについては交付対象外
必要書類 (※)	①交付申請書兼請求書 ②誓約書兼同意書 ③燃料費等の計算表 ④燃料費等の支払い金額が分かる書類の写し ⑤法人登記簿謄本等の事業者の情報が見える書類の写し ⑥市税の納税証明書 ⑦補助金の振込先が確認できる書類（通帳など）の写し
申請方法	小山市商業観光課窓口にご持参ください（郵送可）
申請期限	令和6年1月31日（水）当日消印有効

【郵送先・問合せ先】

〒323-8686 小山市中央町1-1-1

小山市役所 商業観光課 商業振興係

電話 0285-22-9275 fax 0285-22-9256

(※) ホームページのご案内

詳細は、小山市ホームページをご確認ください
ホームページから申請書類のダウンロードができます



小山市 商業観光課



「小山市」商業観光課」で検索し、
「商業観光課 - 小山市ホームページ」をクリック